

LAPiS LAzuLi. GROUP MEMBER'S CHARGE 利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社 LAPiS LAzuLi.（以下「当社」といいます）が発行する、以下に定義した LAPiS LAzuLi. GROUP MEMBER'S CHARGE（以下「本カード」といいます）電子マネーのご利用について規定するものであり、会員が本カードを使用して本カード電子マネーを利用するにあたり本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 本カードは、当社が発行し、本カードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) 本カード取扱店とは、当社が指定する店舗（以下「カード取扱店」といいます）または施設をいいます。
- (3) 本カード電子マネーサービスとは、会員がカード取扱店に対し、物品・サービス等の商品（以下「商品等」といいます）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により本カードに入金された本カード電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (4) カードとは、当社発行の前払式証票である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下「入金」といいます）することができ、また入金された金額をもってカード取扱店において商品等を購入することができる機能を備えたものをいいます。
- (5) 会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認の本カード電子マネーサービスの入会を申し込まれた個人の方で、当社が入会を認め、会員資格を有する方をいいます。お申込みのお客様は、15才以上の個人の方に限らせて頂きます。なお、入会申込時に氏名・生年月日・電話番号等の届け出がなくても入会を認める場合がありますが、その場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があることを承認するものとします。
- (6) 入金とは、会員が、当社所定の方法により、本カードに本カード電子マネーを加算することをいいます。
- (7) 本カード残高とは、本カードに入金され、会員が利用することのできる本カード電子マネーの量をいいます。
- (8) 利用端末とは、カード取扱店に設置された、本カード電子マネーの読取りおよび引き取り、取引データの記録その他の本カード電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
- (9) 入金端末とは、入金を行うための機器をいいます。

第3条（カードの発行）

1. 当社は、カード取扱店において本カードを発行するものとし、会員は本規約に規定する金額以上の金員を取扱店に対してお支払いいただくことにより、本カードの交付を受けることができるものとします。
2. 会員は、本カードを受け取ったときに当該本カードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。原則、本カードは、会員本人以外は使用できません。
3. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、本カードを使用し管理しなければなりません。また、原則、会員は、カードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
4. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。

第4条（不正使用等の禁止）

会員は、本カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第5条（入金）

1. 会員は、入金端末で当社所定の金額単位で入金することができます。
2. 会員は、1枚の本カードに対して、**本カード残高 1,000,000 円を上限**として入金ができます。ただし、**1回あたりの入金上限は 49,000 円**です。

第6条（本カード電子マネーサービスの利用）

1. 会員は、カード取扱店で本カード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
2. 会員がカード取扱店で本カード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員の本カードから利用額に相当する本カード電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該本カード電子マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとして扱われます。
3. 会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識された本カード残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとして扱われます。
4. 会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できる本カードの枚数は、原則 1 枚です。
5. 会員は、本カード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示される本カード残高を確認し、誤りがないことを確認するものとして扱われます。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとして扱われます。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該本カード残高について誤りがないことを了承したものと扱われます。

第7条（本カード残高の確認）

本カード残高は、本カード電子マネーサービス利用時のレシート、入金端末または専用ウェブサイトにて確認することができるものと扱われます。

第8条（本カード電子マネーの有効期限等）

1. 本カード電子マネーの有効期限は、本カード電子マネーサービスを最後にご利用された日の翌日から **6ヶ月**を経過した日までと扱われます。なお、ご利用とは、入金および本カード電子マネーによる商品購入をさします。
2. 前項の有効期限が経過した場合、本カード残高は失効し、また、本カード残高の換金または払戻しはできません。

第9条（本カードの合算）

会員は、本カード電子マネーを他の本カードに移転することはできません。

第10条（本カード発行手数料）

1. 会員は、本カードの発行に伴い当社所定の発行手数料を支払うものとして扱われます。
2. 当社は、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第11条（本カード電子マネーサービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、入金すること、本カード電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提

供を受けること、ならびに本カード残高の確認をすることができません。

- (1) 本カード電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) 本カード利用端末・入金端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第 12 条（退会および会員資格の喪失）

1. 会員は、本カード残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。会員が本カードの会員資格を喪失した場合、本カード電子マネーサービスの利用ができなくなります。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による本カード電子マネーの利用を直ちに中止させ、本カード残高をゼロとすることができます。
 - (1) 本カードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
 - (2) 本カードを不正に使用・利用した場合。
 - (3) 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）。
 - (4) その他、会員が本規約に違反した場合。
 - (5) 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
3. 会員が亡くなられた場合には、会員資格は喪失され、一切の本カード電子マネーサービスを利用できなくなります。この場合、本カード残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

第 13 条（換金等不可）

第 21 条第 2 項の場合を除き、本カード電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第 14 条（本カードの破損・汚損時の再発行等）

1. 当社は、本カードの破損・汚損等の理由により会員が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した本カードと引き換えに新しい本カードを再発行します。この場合、会員に、第 10 条に定める発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
2. 前項により本カードが再発行された場合、当社所定の方法で確認された本カード残高が再発行された本カードに引き継がれるものとします。

第 15 条（本カード喪失時、および破損・汚損時の再発行等）

1. 当社は、本カードの破損・汚損等の理由により会員が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した本カードと引き換えに新しい本カードを再発行します。
2. 当社は、紛失・盗難等により本カードを喪失した場合、会員が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、本カードを再発行します。
3. 前 2 項の場合、会員に、第 10 条に定める発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。本カードが再発行された場合、当社所定の方法で確認された本カード残高が再発行された本カードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限りです。

3. 当社は、会員から紛失・盗難等により本カードを喪失した旨の届け出があった場合、当該本カードについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」といいます。）をとるものとします。また当社は、第三者から本カードを拾得した旨の届け出があった場合、当該本カードについて、使用停止措置をとる場合があります。この場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。
4. 会員が本カードの紛失・盗難等を申し出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、本カード残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
5. 本カードの再発行後、会員が喪失した本カードを発見した場合、会員は、発見した本カードを破棄するものとします。

第 16 条（会員の特典）

会員は、本カード電子マネーによる商品購入に際し、当社が別途定めるポイントサービスを受けることができます。

第 17 条（カード取扱店との紛議）

1. 会員が、本カード電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、会員は、当社（カード取扱店）に対し、本カード電子マネーの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第 18 条（個人情報の収集・利用）

1. 会員（本条においては、本カード電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項および本カード電子マネーサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。
2. 会員は、本カード電子マネーサービスの業務に必要な範囲で、当社が会員に関する個人情報を当社の委託先に提供することに同意します。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

会員（本条においては本カード電子マネーサービスの入会申込をしようとする方を含みます。）は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第 20 条（規約の変更）

1. 当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員が入金、本カード電子マネーサービスを利用した商品等の購入、本カード残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
2. 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 21 条（本カード電子マネーサービスの終了）

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、本カード電子マネーサービスを全面的

に終了することができるものとします。

(1) 社会情勢の変化。

(2) 法令の改廃。

(3) その他当社のやむを得ない都合による場合。

2. 前項の場合、会員は当社の定める方法により、本カード残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第 22 条（制限責任）

第 11 条に定める理由およびその他の理由により、会員が本カード電子マネーサービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。

第 23 条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を送付すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第 24 条（業務委託）

当社は、本規約に基づく本カード電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 25 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第 26 条（準拠法）

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

【ご相談窓口】

本カードに関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記までご連絡ください。

お問い合わせ番号：03-6459-4001（土日祝・年始を除く、9時～18時）

株式会社 LAPIS LAZULI 〒106-0045 住所 東京都港区麻布十番 3-2-7 リゾーム麻布十番 302